

令和元年6月12日現在

機関番号：33102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03537

研究課題名(和文)「慰安婦」問題和解努力における加害者・被害者の脱構築と被害者保護の相克と協調

研究課題名(英文) Fact-Finding and Reconciliation: the deconstruction of the offenders and the protection of the victims in the Issue of Comfort Women

研究代表者

熊谷 奈緒子 (Kumagai, Naoko)

国際大学・国際関係学研究科・准教授(移行)

研究者番号：10598668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は慰安婦問題における和解諸政策(裁判、真相究明、補償、謝罪、記念碑)が、和解に作用反作用した経緯を解明した。裁判はその手続き厳格さゆえの原告救済困難性と同時に被害事実認定の信ぴょう性を持つ。真相究明は、曲解単純化した事実が記念碑などを通じ拡散して和解に反するのみならず、個人責任の所在特定はできない。被害者が被害事実と加害責任の認定に基づく尊厳の回復を求めていることに鑑みれば、真相究明における加害被害の区別の不明瞭さは、被害者側の反発を招く。それは原理化された活動団体や記憶のありようにより悪化する。しかし、和解諸政策はその相互作用を通じて、長期的には加害者側と被害者側の共通理解も広げる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

各和解政策はそれぞれに特徴があり、様々な和解政策が相互に補完的にも相克的にも影響をもつ。ゆえに、和解政策においては、政策の弱点の克服、和解過程における導入のタイミング、他の和解策との相互影響について注意深く把握した上で、和解政策を導入しなければならない。

真相究明で、被害者の加害者協力の自発性が明らかな場合、和解はあくまでも被害者の尊厳回復であることが明確化された。

慰安婦問題での諸和解策の20年間、長期的には様々な齟齬や相克も被害の共通理解につながる。ゆえに和解における忍耐強い姿勢の重要性が示される。

研究成果の概要(英文)：This research studied the negative effects of reconciliation policies (judicial process, truth investigation, compensation, apologies, and memorials). Judicial procedure, due to its rigorous due process, has difficulty in legally rescuing the plaintiffs (former comfort women) whereas it produces credible recognition of the facts of sufferings. Truth investigation tends to be reduced to simplified and exaggerated facts of sufferings and then be conveyed to people through symbolic public memorials. Truth investigation can hardly specify the locus of individual responsibility while the restoration of their human dignity through official acknowledgement of responsibility and suffering as the ultimate reconciliation. Dogmatic social memories obstruct reconciliation. Still, trials and errors in reconciliation policies have widened a common understanding about the suffering in the long run.

研究分野：国際関係学

キーワード：和解 慰安婦問題 事実調査

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、慰安婦問題が外交上、特に日韓関係において長年和解に達せずに問題となり続けていることを問題視しているところから出発している。

慰安婦問題に関しては、様々な和解策がなされてきたが、その中には真相究明がある。しかし、様々な歴史事実に対しての客観的な真相究明努力や歴史的事実の発信が、それ自体が和解への過程であるにもかかわらず、加害側と被害側の対立を先鋭化し、被害者側や第三者である国際社会が、加害側が行ってきた反省と謝罪、償いに対してさえその真意に疑問を持つ状況を招いてきた。これに伴い、歴史問題全体において日韓の対立、日本と国際社会の理解の不一致が深刻化してきた。

こうした中で、日本の外交上、日本の関係国、国際社会との信頼関係の悪化を防ぐべく、本研究は、様々な和解策がもつ意味と相互効果について改めて整理、理解し、効果的な和解政策提案を目指した。

2. 研究の目的

本研究は、日韓での慰安婦問題が外交上度々問題となり完全な和解が未達成である原因を、特に真相究明努力の点が和解に逆効果を持ってきたことの原因を明らかにすることを目的とする。

そのため、本研究は慰安婦問題においてとられてきた和解諸政策（裁判、真相究明、補償、謝罪、記念碑）を把握し、これらの和解策の概念の精緻化一般化を行い、それらの和解策が慰安婦問題において、どのような作用反作用を互いに引き起こしてきたか、具体的には加害者側と被害者側の間でどのような協調と相克をもたらしてきたのかを論理的に解明する。和解策の概念の精緻化一般化においては、他国の内戦、国内人権侵害後の和解努力事例からも学ぶ。

和解策の作用反作用の論理については、特に、真相究明がもたらす加害・被害事実認識における複眼的視点（加害行為状況の考慮、被害の相対化）が、加害者側と被害者側の記憶にどのように影響し、両者の間にどのような相克と協調、そして和解への影響をもたらしてきたのかを中心に、過去 20 年以上の和解策の長期的経過を観察することで分析する。

3. 研究の方法

本研究はまず、**1992** 年から（研究最終年の）**2018** 年までの間でとられてきた慰安婦問題と和解政策の内容と特徴を把握する。さらに各政策がもつ効果の論理、各政策が相互にもたらした相互補完的、相克的影響の論理を、和解諸政策の概念の精緻化をもって解明する。

和解諸政策の概念の精緻化においては、他の事例（南アフリカやグアテマラでの真実和解委員会、ブルンジでの真実和解委員会設置の試行錯誤、近現代ヨーロッパ諸国による奴隷貿易、植民地政策への旧植民地諸国による謝罪補償要求運動、ルワンダ国際戦犯法廷や国際刑事裁判所、アメリカにおける歴史的記念碑をめぐる論争など）を参考にする。

政策間の相互影響については、特に司法手続き、真相究明と記念碑の間に存在する相互影響を明らかにする。これは司法手続き、真相究明、記念碑どれもが（加害者被害者双方の）記憶に大きな影響をもたらす、それ故に加害者被害者の互いの姿勢にも大きく影響すると考えられるからである。

慰安婦問題においてとられてきた和解策で研究対象となるのは、以下の通りである。河野談話による加害事実の認定と謝罪、アジア女性基金による償い事業と首相の謝罪手紙、元慰安婦支援団体による聞き取り作業、元慰安婦による個人補償請求権裁判、日韓研究者活動家による歴史事実の研究、民間法廷である女性国際戦犯法廷、韓国やアメリカ各地に設置された慰安婦像、慰安婦記念碑、**2015** 年の安倍首相談話、**2015** 年の日韓合意、合意のより設立された「和解・癒し」財団である。

4. 研究成果

本研究は、総じて、慰安婦問題の和解各政策、特に裁判、真相究明、そして記念碑は和解を促進も停滞もさせる可能性をもち、また各政策の間には、補完的效果がありながらも、和解への逆効果も持ち得ることを明らかにした。さらに和解諸政策が、作用反作用の過程を通じて、長期的には加害者側と被害者側の共通理解を広げることにも明らかにした。

裁判（司法手続き）では被害者原告の訴えが敗訴となっても、その厳格な手続きゆえに、被害事実の認定が行われることで真相究明の方向に向かわせることに役立ち、被害者の尊厳の回復に部分的に資したことも明確になった。しかし、裁判（司法手続き）は加害の背景に存在した大きな社会政治的要因を明確にすることはできない。また裁判のその厳格な手続きゆえに、すべての慰安婦裁判での原告の法的救済が不可能となった。

一方で、真相究明は、被害者支援団体による聞き取り調査や公聴会などの真相究明は、慰安婦制度の実態についての歴史的検証の不十分なままでの一般化を生じた。この問題は、そうしたときに不正確、歪曲、曲解された真相究明の内容が記念碑の形で象徴的かつ単純化された形で公に提示されることで、加害者側の反発を招き、和解は後退した。さらに記念碑は、そこに刻まれる文言や名前により、被害者のプライバシーの問題ゆえに、かえって被害者を傷つ

けることもあった。

他方で、同じ真相究明でも、研究者による真相究明は、構造的権力の下、被害者が加害者への自発的な協力的行動する状況を浮き彫りにした。しかし、その究明結果の知識が、被害者側の社会に冷静に受け止められず、研究成果が正しく理解されず、被害と加害側の対立が先鋭化することもあった。その中では、構造的権力に基づく解釈により、被害と加害の境界線が曖昧になるために、それを踏まえての真相究明結果の発信が、加害側に言い訳、弁明の余地を与えるとの警戒を被害者側に生み、加害者の謝罪、反省、補償までもが疑念にさらされた。実際に、被害者の自発的行動の背後にある構造的権力の下にある非自発的意図の認識において、加害側は、被害者の「行動」を「意図」よりも重視することで被害認識を低下させ、それが両者の対立が先鋭化した局面もあった。

さらに、裁判と真相究明の両方が行われる場合の事例比較検討の研究は、そもそも後者（真相究明）だけでは和解に十分資さず、真相究明が裁判と共に行われることで、和解が導かれるということも理論的に明らかになった。その背景は、加害被害事実の公式認定と加害者責任の公式認定こそが、被害者の尊厳を回復し、被害者の加害者への赦しを生み出すということであった。

つまり、被害者の尊厳回復こそが究極の和解ということであった。常に公的な認定の伴う和解策を被害者は望んできたといえる。慰安婦問題において、被害者が公的謝罪と国家補償を訴え続け、それを司法、民間裁判を通じて訴え、責任の伴わない道義的償いを拒否してきたことはそれを裏付けている。

真相究明は、加害行為の社会的制度的背景をも明らかにするが、個人の責任が曖昧になり和解を阻害しうる。確かに、過去の不正義（奴隷貿易、奴隷制、植民地支配）の歴史に埋もれた被害を明らかにし、近代国際法で裁けなくとも政治的道義的に正すべく昨今の国際社会での試み（例えば2001年の国連主催の反人種主義・差別撤廃世界会議（ダーバン会議））において、謝罪補償要求への反発は強くとも、被害事実の「被害」としての理解は広まるという効果もある。しかし、それでも真相究明を加害の責任者、被害者の特定、その公的な認定に結び付けることには限界がある。一方、司法は上記のような公式認定のための最も効果的な機能を備えている。

さらにオランダの元慰安婦の和解事例も、被害者の尊厳の点を明らかにした。オランダの場合、原告の司法救済はかなわなかったが、真相究明と道義的償い政策が、韓国とは違い、和解に貢献した。しかし、オランダの被害者は、これらの和解政策後であれ、自己の尊厳を傷つけるもの、例えば加害側による修正主義的、反動的発言に非常に鋭く反応し、日本との和解を一時後退させた。この事例は、被害者の尊厳は非常に繊細かつ敏感に保持されていることを知らしめた。

これらのことは、被害者の尊厳の回復には、加害事実認定、加害者責任認定、被害者の被害事実認定が明確になされることが何よりも重要であり、逆に真相究明を通じての加害被害事実認定の場合、和解の象徴としての被害者の尊厳の維持には大変注意深い関心が向けられる必要があることを示唆している。

さらに、これは、和解というものが一回で達成されて永続的なものになるものではないことを示唆する。被害者の尊厳の回復のうえに和解を通じての信頼回復があり、繊細な被害者の尊厳を前に、和解はいつでも後退しうる。問題の根源についての社会での持続的な共通理解と教訓の活用を、継続的に様々な政治的社会的政策的政策を通じて行ってこそ、和解は確固とゆしたのものになるといえる。

こうした作用反作用の過程で注目すべきは、被害・加害の相対化に対する、被害側の活動家による原理的抵抗である。慰安婦像設置の問題、2015年日韓政府合意の「和解・癒し」財団への世論の批判と解散の事例は、慰安婦問題研究や政治的な和解策の進展が、被害者側の姿勢を硬化、原理化させることもあることを明らかにした。被害者側が原理化するか否かは、その支援活動団体の方針、態様にもよるが、被害者側の持つ歴史的背景の影響もあることが、オランダと韓国の慰安婦問題和解の比較事例研究で明らかになった。オランダは自身の植民地支配の歴史を踏まえた複眼的視点をもっており、その姿勢は原理化しにくかった。

これに関連して、記憶が和解に及ぼす作用も副次的に明らかになった。アメリカにおける歴史関係の記念碑の場所と設置時期をめぐる諸論争が明らかにするように、加害被害事実論争のある事例において、事例発生時からの時間の経過、次世代にまで及ぶ時間の経過が和解に資する。ただ、次世代になると、事件の記憶が単純化原理化され、かえって対立的姿勢が助長されることもある。これは韓国の慰安婦像設置と維持において、韓国の大学生が積極的に支援をしていることからわかる。

こうした作用反作用をもつ諸和解策ではあるが、作用反作用を経過して、慰安婦問題にかかわる歴史的事実の争点、特に強制連行の点については、加害被害側で理解の共有が広まる効果が長期的に存在したことも明らかになった。これは、**2015年12月**の日韓合意の成果の背景を言説分析することからも明らかになった。

さらに様々な和解政策の効果は、国内国際環境などの外部要因にも影響されることも明らかになった。これは、**2015年12月**の合意の背景に、**1965年**日韓基本条約**50周年**記念、終戦**70周年**記念、アメリカの地政学的関心懸念からの日韓歴史和解促進のための後押し説得があったことから明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 9 件)

Naoko Kumagai, "The Background to the Japan-Republic of Korea Agreement: Compromises Concerning the Understanding of the Comfort Women Issue," *Asia-Pacific Review*, Vol. 23, 2016, pp. 65-99.

Naoko Kumagai and Yoko Ikeda, "The Role of Fact-Finding and Interpretation in the Construction of Risk and Suffering: Comparing Resilience at Fukushima and among Former Comfort Women," *IUJ Working Paper*, PIRS-2016-1, 2016, pp. 1-37.

熊谷奈緒子「日韓慰安婦合意をどう見るか：その評価と今後への展望」『ポリシーオピニオン 平和政策研究所』39号、2016年、1 - 13頁。

熊谷奈緒子「戦後責任と謝罪 和解への道のり 戦後70年談話の評価をふまえて」『世界平和研究』209号、2016年、41 - 56頁。

熊谷奈緒子「慰安婦問題の論じ方」『外交』51巻、2018年9/10月、44-49頁。

熊谷奈緒子「戦後責任と謝罪、和解への道のり 戦後70年談話の評価を踏まえて」『世界平和研究』42巻、2号、通巻209号、2016年、pp. 41~56。

熊谷奈緒子「日韓慰安婦合意をどう見るか？その評価と今後への展望」『政策オピニオン、世界平和政策研究所』39号、2016年。

https://ippjapan.org/pdf/Opinion039_Kumagai.pdf

熊谷奈緒子「国際社会の慰安婦問題の現状と日本の対応 こじれた日韓歴史問題の展望」『世界平和研究』45巻、2号、通巻221号、2019年、pp. 67~79。

Naoko Kumagai, "Japan's Reconciliation in the Issue of Comfort Women with the Netherlands and South Korea: Pragmatic and Reflective Reconciliation," *Journal of European Integration History*, 2019. Forthcoming in summer 2019.

〔学会発表〕(計 13 件)

Naoko Kumagai and Yoko Ikeda, "the Role of Fact-Finding and Interpretation in the Construction of Risk and Suffering: Comparing Resilience at Fukushima and among Former Comfort Women," Association for Asian Studies 2016 Annual Conference, Seattle, April, 2016.

熊谷奈緒子「和田春樹著『アジア女性基金と慰安婦問題 回想と検証』を読んで」、和田春樹著『アジア女性基金と慰安婦問題 回想と検証』合評会、現代韓国研究センター(於 東京大学駒場キャンパス)。

熊谷奈緒子「慰安婦問題論争に見る、日本とアメリカの歴史認識の特殊性と普遍性：記憶・歴史真相研究・和解の視点から」米国研究会、2017年12月(於 グランドアーク半蔵門)。

熊谷奈緒子「日韓慰安婦問題論争におけるナショナリズム・民族主義、人権、地政学的情勢の相互作用と相対的影響」サントリー文化財団「新しい地政学の時代における国際秩序を考える研究会」研究会、2017年6月(於 フクラシア東京ステーション)。

Naoko Kumagai, "Toward Genuine Reconciliation?: the Role of the Reconciliation and Healing Foundation in Transitional Justice," the 2017 AAS(Association of Asian Studies)-in-Asia, at Korea University in Seoul, Republic of Korea, June 2017.

Joyce Gelb and Naoko Kumagai, "Gender Equality in Japan: Internal Policy Processes and Impact and Foreign Implications under Prime Minister Abe's Womenomics," the 3rd International Conference on Public Policy, Lee Kuan Yew Public Policy School, National University of Singapore in Singapore, in June 2017.

熊谷奈緒子「タイの人身取引対策における日米支援の相互補完的役割：人間の安全保障に基づく被害者支援と人権中心の刑事司法強化支援」第61回日本国際政治学会(於 神戸国際会議場)、2017年11月。

熊谷奈緒子「日本軍『慰安婦』問題と日韓関係」韓日国際学会、高麗大学校平和と民主主義研究所東アジア和解協力センター、2017年9月(於 高麗大学校)。

Naoko Kumagai, "History or Security?: Politics and Diplomacy over the Issue of Comfort Women among Japan, South Korea, and the United States," Japan NOW Symposium, Security Cooperation in East Asia, Japan, South Korea, and the United States," organized by Center for the Study of Global Japan, Munk School of Global Affairs, University of Toronto, February 2018.

Naoko Kumagai, "Japan's Reconciliation in the Issue of Comfort Women with the Netherlands and South Korea: Pragmatic and Reflective Reconciliation," Workshop "Europe and East Asia since 1945: An Historical Survey," at the Centre for East Asia Studies, the University of Groningen, the Netherlands, June 2018.

Naoko Kumagai, "Fact-Finding in Preventive Diplomacy: Intra- and Extra-Regional Cooperation," ASEAN Regional Forum Workshop on Preventive Diplomacy: New Ideas and New Approaches, at the Golden Eagle Summit Hotel in Nanjing, China, November 2018.

熊谷奈緒子「国際社会の慰安婦問題の現状と日本の対応 こじれた日韓歴史問題の展望」((IPP(Institute for Peace Policies)政策研究会、平和政策研究所、2018年12月(於 私学会館)))。

熊谷奈緒子「国際刑事裁判所の実績と課題 法の支配と和解の視点から」日本国際平和構築学会、2018年度平和構築フォーラム東京、2018年12月(於 JICA 地球広場)。

〔図書〕(計4件)

Naoko Kumagai, *The Comfort Women: Historical, Political, Legal, and Moral Perspectives*, Translated by David Noble, Tokyo: I-House Press, 2016, 261 pp.

熊谷奈緒子、クレイン、浅野豊美、小倉紀蔵、西成彦編 『対話のために 「帝国の慰安婦」という問いをひらく』、執筆担当「朝鮮人「慰安婦」をめぐる支配権力構造」(227-242頁) 書籍総ページ332、2017年。

Naoko Kumagai and Joyce Gelb, "Gender Equality in Japan: Internal Policy Processes and Impact, and Foreign Implications under Prime Minister Abe's 'Womonomics,'" Chapter 21(pp. 337-352) in Mary McCarthy ed., *Routledge Handbook of Japanese Foreign Policy*, London: Routledge, 404 pp.

熊谷奈緒子、千倉書房、信田智人編『日米同盟と東南アジア 伝統的安全保障を超えて』、執筆担当 第3章「タイの人身取引対策に対する日米の支援」(57-91頁) 書籍総ページ194頁、2018年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。